

運転技能検査の見直しに関する有識者検討会 設置要綱

(名称)

第1条 本有識者検討会の名称は、運転技能検査の見直しに関する有識者検討会（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、高齢運転者による交通事故の更なる抑止を目的として、運転技能検査の内容の充実に係る方向性等について結論を得ることを目的とする。

(任務)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、幅広い観点から検討を行うものとする。

(組織)

第4条 検討会は、学識経験者、指定自動車教習所関係機関その他警察庁が必要と認める者により構成する（一の機関、団体又は事業者から選出される者は、一人とする。）こととし、構成員は、別紙のとおり定める。

2 検討会を代表し、総括する者として、構成員の中から選出した座長を一人置くこととし、構成員の互選により決定する。

3 反社会的活動その他公共の活動として不適当な活動をする者は、構成員になることができない。また、構成員は、自ら若しくは他人の営利を目的とする行為又はそれに類する行為を行うことはできない。

4 前項に定める活動又は行為その他検討会の構成員として不適切と認められる行為をした構成員は、検討会に出席することができず、かつ、構成員から除名されるものとする。

(検討会等)

第5条 検討会は、事務局が招集する。

2 検討会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

3 検討会の議事は、構成員の自由な議論を担保する観点から、非公開で行うこととする。

4 構成員は、やむを得ない理由により検討会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

5 検討会の議事は、当該検討会に出席した構成員の過半数をもって決することとする。

6 前各項に定めるもののほか、事務局は、必要に応じて一部の構成員を招集し、検討会を開催することができる。

(検討会における議事の取扱い)

第6条 検討会資料及び議事概要（事務局において作成し、検討会後、構成員による確認を

受けたものをいう。)は、検討会開催後の適切な時期に警察庁ウェブサイト上に公開する。ただし、公開することにより検討会の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、一部を非公開とする。

(守秘義務)

第7条 構成員は、検討会を通じて知り得た情報を外部に漏らすことをしてはならない。やむを得ない理由により外部に公表する場合は、あらかじめ、座長及び事務局の了承を得なければならない。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、警察庁交通局運転免許課に置く。

2 事務局は、検討会の庶務を処理するものとする。

(解散)

第9条 検討会は、事務局が座長の了承を得て解散することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項については、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月8日から施行する。

運転技能検査の見直しに関する有識者検討会
構成員一覧

(有識者委員)

有馬 洋一	兵庫県指定自動車教習所協会会長
岩貞 るみこ	モータージャーナリスト
扇澤 昭宏	(一社) 全日本指定自動車教習所協会連合会専務理事
河内 勝良	株式会社武蔵境自動車教習所副管理者
櫛田 浩哉	株式会社中勢自動車学校会長
町田 新一郎	埼玉県指定自動車教習所協会顧問
松浦 常夫	実践女子大学名誉教授
蓮花 一己	帝塚山大学名誉教授

(五十音順・敬称略)

(警察庁)

交通局運転免許課長

交通局運転免許課高齢運転者等支援室長